

福崎町建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱

平成21年6月26日

告示第115号

(目的)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事に係る特別共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、特別共同企業体とは、主として大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、町が発注する工事ごとに自主的に結成される共同企業体をいう。

(形態)

第3条 特別共同企業体の適用は、甲型（共同施工方式）を基本とし、乙型（分担施工方式）は特殊な工事等の場合に適用する。

(対象工事及び構成員数等)

第4条 特別共同企業体による施工対象工事、発注基準、構成員の組合せ及び構成員数は、福崎町建設工事等入札参加者審査会がその都度定めるものとする。

(基本的要件)

第5条 特別共同企業体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、資本、技術、資材を相互に提供するのみでなく、技術者、技能者の養成、下請業者の育成、資材の共同購入など工事の施工にあたって総合力の発揮ができ、実質的施工能力が増大するものであること。
- (2) 構成員は、相互の利害関係の複雑化、協調の困難性をさげ、運営責任の明確化を図るため、3者以内とすること。
- (3) 構成員は、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 構成員は、他の特別共同企業体の構成員でないこと。

(結成基準)

第6条 特別共同企業体は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 建設業法第27条の29の規定に基づく当該業種の総合評価値が、発注工事ごとに定める数値以上であること。
- (2) 各構成員の出資比率は、次の算定式により算出した割合以上とする。
【算定式】 $1 \times 0.6 \div (\text{構成員数})$
- (3) 特別共同企業体代表者（以下「代表者」という。）は、構成員中最大の施工能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。
- (4) その他必要な要件については、発注工事ごとに定めるものとする。

(特別共同企業体の結成手続き)

第7条 特別共同企業体の結成手続きは、次に定めるところによるものとする。

- (1) 特別共同企業体を結成しようとする者は、特別共同企業体入札参加資格申請書(様式第1号)及び特別共同企業体構成員の状況調書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。
- (2) 特別共同企業体としての資格審査は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成6年建設省告示第1461号)に準じて行うものとする。
- (3) 町長は、資格審査の結果、特別共同企業体を結成することが適当であると認めるときは、代表者にその旨通知するものとする。

(特別共同企業体の有効期限)

第8条 特別共同企業体の登録有効期間は、当該工事の期間とする。

(入札への参加制限)

第9条 特別共同企業体とその構成員又は特別共同企業体を構成する構成員同士は、同一工事の入札に参加できない。

(受注手続)

第10条 特別共同企業体が工事を受注し、施工するに至ったとき、代表者は、その工事ごとに特別共同企業体運営委員会を設置し、同委員会において決定した次の項目について文書で提出しなければならない。

- (1) 特別共同企業体編成表(様式第3号)
- (2) 下請業者の選定
- (3) その他町長が必要と認める事項

(解散手続)

第11条 特別共同企業体を解散しようとする者は、町長あてに特別共同企業体解散届(様式第4号)を提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

年度 特別共同企業体入札参加資格審査申請書

福崎町が発注する建設工事に係る競争入札に特別共同企業体を結成し参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

福崎町長様

特別共同企業体の名称	(ふりがな)	
(代表者)		特別共同企業体
住 所		
商号又は名称		
代表者氏名		印
(構成員1)		
住 所		
商号又は名称		
代表者氏名		印
(構成員2)		
住 所		
商号又は名称		
代表者氏名		印

特別共同企業体構成員の状況調書

1 特別共同企業体構成員の状況

代表 構成員	許 可 番 号				等級	総合評定値	名 称			
	大臣・知事 特定・一般	-	-	-	-	-				
	郵便番号				住所			電話番号	出資割合	
	-	-	-	-	-	-				%

構成員 1	許 可 番 号				等級	総合評定値	名 称			
	大臣・知事 特定・一般	-	-	-	-	-				
	郵便番号				住所			電話番号	出資割合	
	-	-	-	-	-	-				%

構成員 2	許 可 番 号				等級	総合評定値	名 称			
	大臣・知事 特定・一般	-	-	-	-	-				
	郵便番号				住所			電話番号	出資割合	
	-	-	-	-	-	-				%

2 特別共同企業体客観数値計算書から転記

特別共同企業体の技術者数

1級	2級	その他
-	-	-

特別共同企業体の年間平均完成工事高

土木又は建築一式	千円
-	-

特別共同企業体の資本金

構成員の資本金の計	千円
-	-

特別共同企業体の職員数

職員数計
-

3 建退共の加入の有無

有	無
-	-

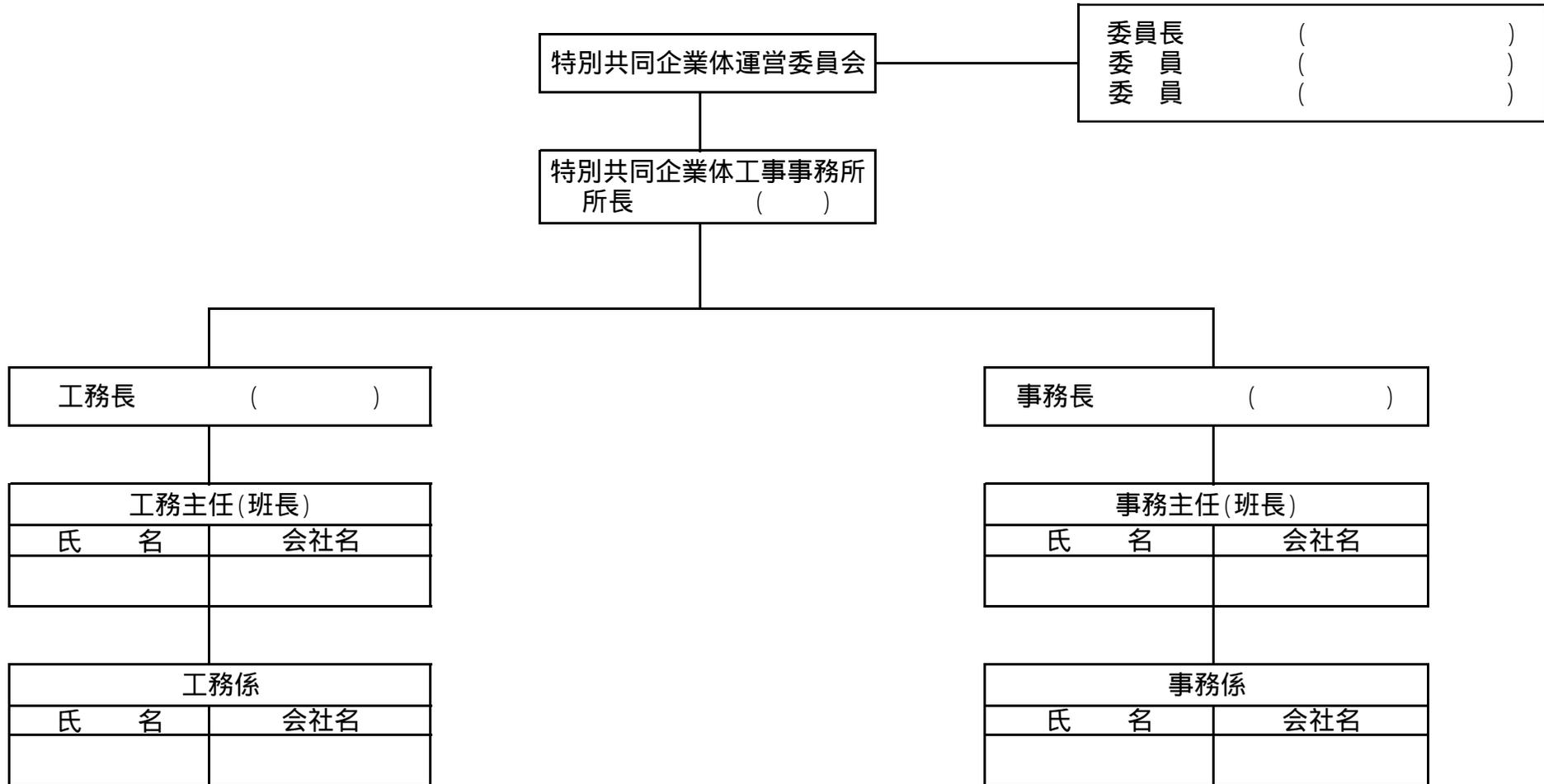
4 特別共同企業体の経常利益

構成員の経常利益の計	千円
-	-

6 添付書類

特別共同企業体協定書(写し) 各構成員の経営事項審査結果通知書(写し) 各構成員の建設業許可申請書(写し)
 各構成員の納税証明書(写し)

特別共同企業体編成表



(注) 総括技術者は(総)、主任技術者は(主)と氏名欄に表示すること。
各構成員ごとに主任技術者を配置し、主任技術者の中から総括技術者を選任すること。
総括技術者は、全工事の施工上の管理をつかさどるものとする。

年 月 日

特別共同企業体解散届

福崎町長様

特別共同企業体代表者

住 所
商号又は名称

代表者氏名

印

年度結成しました特別共同企業体を下記のとおり解散します。

記

- 1 特別共同企業体の名称
- 2 受付番号
- 3 特別共同企業体の種類
- 4 解散しようとする理由
- 5 解散の日